

令和3年6月23日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法の改正に伴う監視指導について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康  
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

食品衛生法の改正に伴い本年6月1日から全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛  
生管理を実施することになり、このことに伴い、国から食品等事業者に対する食品衛  
生法第28条に基づく監視指導等の関係規定の適合性の評価に使用する食品衛生監視  
票が示されたことから、監視指導に係る所要時間が長くなることが想定されます。

つきましては、一斉検査においては、管轄の保健所等と事前に調整いただき実施さ  
れるようお願いいたします。

また、詳細につきましては当協会ホームページにて確認して下さい。